



	イ インレー a 単純なもの b 複雑なもの ロ 4分の3冠(乳歯を除く。) ハ 5分の4冠(乳歯を除く。) ニ 全部金属冠	<u>22点</u> <u>46点</u> <u>57点</u> <u>57点</u> <u>72点</u>	<u>32点</u> <u>66点</u> <u>82点</u> <u>82点</u> <u>104点</u>
247頁	<b>M010-3</b> 接着冠(1歯につき) 1 金銀パラジウム合金(金12%以上) (1) 前歯 (2) 小臼歯 (3) 大臼歯 2 銀合金 (1) 前歯 (2) 小臼歯 (3) 大臼歯	961点 <u>961点</u> <u>1,337点</u>  57点 <u>57点</u> <u>80点</u>	1,155点 <u>1,155点</u> <u>1,607点</u>  82点 <u>82点</u> <u>116点</u>
247頁	<b>M010-4</b> 根面被覆(1歯につき) 1 根面板によるもの (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯 (2) 銀合金 イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯	574点 <u>391点</u>  36点 <u>22点</u>	691点 <u>470点</u>  51点 <u>32点</u>
248頁	<b>M011</b> レジン前装金属冠(1歯につき) 1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 2 銀合金を用いた場合	<u>1,500点</u> <u>159点</u>	<u>1,803点</u> <u>230点</u>
253頁	<b>M017</b> ポンティック(1歯につき) 1 鑄造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大臼歯 ロ 小臼歯 (2) 銀合金 大臼歯・小臼歯 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 イ 前歯 ロ 小臼歯 ハ 大臼歯 (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 ロ 小臼歯 ハ 大臼歯	1,936点 <u>1,459点</u>  76点  1,164点 <u>1,459点</u> <u>1,936点</u>  97点 <u>97点</u> <u>97点</u>	2,328点 <u>1,754点</u>  108点  1,399点 <u>1,754点</u> <u>2,328点</u>  138点 <u>138点</u> <u>138点</u>

260頁	<p>M020          鑄造鉤（1個につき）</p> <p>1 14カラット金合金          (1) 双子鉤              イ 大・小白歯 <u>3,055点</u> <u>3,528点</u>              ロ 犬歯・小白歯 <u>2,486点</u> <u>2,870点</u></p> <p>(2) 二腕鉤（レストつき）              イ 大白歯 <u>2,486点</u> <u>2,870点</u>              ロ 犬歯・小白歯 <u>1,909点</u> <u>2,204点</u>              ハ 前歯（切歯） <u>1,470点</u> <u>1,697点</u></p> <p>2 金銀パラジウム合金（金12%以上）          (1) 双子鉤              イ 大・小白歯 <u>1,548点</u> <u>1,862点</u>              ロ 犬歯・小白歯 <u>1,211点</u> <u>1,456点</u></p> <p>(2) 二腕鉤（レストつき）              イ 大白歯 <u>1,063点</u> <u>1,278点</u>              ロ 犬歯・小白歯 <u>924点</u> <u>1,111点</u>              ハ 前歯（切歯） <u>857点</u> <u>1,031点</u></p>		
261頁	<p>M021          線鉤（1個につき）</p> <p>2 14カラット金合金          (1) 双子鉤 <u>1,438点</u> <u>1,650点</u>          (2) 二腕鉤（レストつき） <u>1,111点</u> <u>1,275点</u></p>		
261頁	<p>M021-2          コンビネーション鉤（1個につき）</p> <p>1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合          (1) 前歯 <u>429点</u> <u>515点</u>          (2) 犬歯・小白歯 <u>462点</u> <u>556点</u>          (3) 大白歯 <u>531点</u> <u>639点</u></p>		
261頁	<p>M021-3          磁性アタッチメント（1個につき）</p> <p>2 キーパー付き根面板          （根面板の保険医療材料料（1歯につき））          (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）              イ 大白歯 <u>1,062点</u> <u>1,277点</u>              ロ 小白歯・前歯 <u>778点</u> <u>935点</u></p> <p>(2) 銀合金              イ 大白歯 <u>62点</u> <u>89点</u>              ロ 小白歯・前歯 <u>46点</u> <u>66点</u></p>		
262頁	<p>M023          大連結子バサミ（1個につき）</p> <p>1 鑄造バー          (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） <u>2,482点</u> <u>2,984点</u>          (2) （略）</p>		

- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（令和8年5月29日厚生労働省告示第232号）（令和8年6月1日適用）

360頁

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
品名	単位	書籍掲載の点数	令和8年6月からの新点数
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用（J I S適合品）	1 g	15,991円	16,789円
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用（J I S適合品）	1 g	14,682円	16,954円
004 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1 g	14,777円	16,958円
005 歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1 g	14,766円	16,425円
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上 J I S適合品）	1 g	4,779円	5,746円
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上 J I S適合品）	1 g	6,446円	8,250円
011 歯科鑄造用銀合金 第1種（銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品）	1 g	262円	327円
012 歯科鑄造用銀合金 第2種（銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品）	1 g	287円	414円
013 歯科用銀ろう（J I S適合品）	1 g	293円	353円
072 CAD/CAMブリッジ用材料	1 個	（新設）	11,700円

- 「令和8年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」（令和8年5月1日医療課事務連絡）による訂正

◎278頁左欄

「【装着の保険医療材料】」を以下のように改める。

**【装着の保険医療材料】**

装着

- 1 帯環（1個につき）
  - (1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ
    - イ 標準型 17点
    - ロ 自動練和型 36点
  - (2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ
    - イ 標準型 10点
    - ロ 自動練和型 12点
  - (3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 12点
  - (4) 歯科用合着・接着材料Ⅳ 4点
- 2 (略)

● 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和8年5月29日保医発0529第2号)による改正

◎257頁～258頁右欄

「M017-2高強度硬質レジンプリッジ」の右欄として以下のように追加。

- (5) CAD/CAMブリッジ用材料との互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置を用いて、作業模型で間接法により製作された歯冠補綴物（CAD/CAMブリッジ）は、第二小臼歯又は第一大臼歯の1歯中間欠損部に対するポンティックを含む、3歯ブリッジに該当する場合に、本区分の所定点数を準用して算定する。
- (6) CAD/CAMブリッジを装着する場合は、次により算定する。
- ア M001歯冠形成の「1のロ」非金属冠又は「2のロ」非金属冠並びにM001歯冠形成の「注1」、「注5」又は「注8」の加算を算定する。
- イ 印象採得を行った場合は、1装置につき、M003印象採得の「2のニの(1)」支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合を算定する。
- ウ 咬合採得を行った場合は、1装置につき、M006咬合採得の「2のイの(1)」支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合を算定する。
- エ 装着した場合は、1装置につき、M005装着の「2のイの(1)」支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合、M005装着の「注1」の加算及び特定保険医療材料料を算定する。
- (7) 製作に当たって、または製作後に、(6)に掲げる項目以外について、必要に応じて実施した際は、各区分において、高強度硬質レジンプリッジに準じて算定する。
- (8) CAD/CAMブリッジを製作した場合は、診療録及び診療報酬明細書に、「CAD/CAMブリッジ」と記載すること。なお、記載に当たっては、「CAD Br」と記載して差し支えない。
- (9) CAD/CAMブリッジに係る治療は、以下のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。
- ① 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
  - ② 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること。
  - ③ 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が図られていること。

【正誤】

本書について、以下の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

◎217頁右欄

「K002 吸入鎮静法」の右欄の網かけ部分について、「◆ 酸素及び窒素の価格「通則6」」に修正し、216頁右欄の「◇ 通則」の(10)の次に移動。

◎258頁右欄

「M017-3 チタンブリッジ（1装置につき）」の右欄「◇ チタンブリッジについて」の(3)のアの②中、「生活歯」を「失活歯」に改める。